

(第10回総務経済常任委員会資料<令和4年10月11日開会>)**公衆浴場について****■現在までの町としての対応****(1) 公衆浴場施設廃業までの経過等**

公衆浴場施設（スーパー銭湯鳳乃舞芽室。以下、「鳳乃舞」という。）が、経営上の理由により令和4年1月3日をもって休業した。

休業後において、鳳乃舞運営会社（以下、「運営会社」という。）としては、新たな経営先（事業者）に事業引き継ぎを望む意向であったことから、事業者からの問い合わせ等があった際には、運営会社に対し、紹介の協力を求める旨、町に文書での依頼があり、令和4年3月31日を期限として、町はこれまでに事業者を紹介する対応を行ってきた。

しかしながら、その後に施設を引き継ぐ意向のある事業者と協議が不調となった旨の報告を受け、鳳乃舞は令和4年6月30日までを期限として継続して継承先を模索してきたが実現せず廃業となる。

(2) 公衆浴場施設の休廃業後における町としての対応

令和4年1月3日以降、鳳乃舞の利用者のうち、特に自宅に入浴設備がない方については、公衆衛生上、町として入浴機会を確保する必要があることから、入浴施設へ行く交通手段を持たない方に対する町としての支援（入浴施設に送迎対応）を実施する。

令和4年6月の廃業後も入浴施設がない状況が継続することとなるため、困窮者に対する入浴機会確保は必要であることから、入浴施設に引き続き、臨時送迎対応を実施している。

■公衆浴場確保について

現在建設中の町営水泳プールの事業手法はD B O（デザイン・ビルド・オペレート）で、設計・工事施工・運営・維持管理のそれぞれの業務を担当する会社が一つの組織として整備する手法で建設を進めている。

令和2年度の「公募型プロポーザル」による事業者選定において、利用者増につながる積極的な提案として温浴施設の提案があり、コストと収益バランスも見込まれていると評価されたものであり、温浴施設の利用者の範囲など、細かな設定は今後の検討事項としていた。

プール建設事業者、関係課との協議を進める中で温浴施設部分を公衆浴場とすることを目指し、「公衆浴場営業許可」取得に向け、準備を進めていると令和4年8月に把握した。

改めて、同年10月5日に事業者に確認したところ、公衆浴場として運用していく見込みであることから、町として法律の趣旨に鑑み、公衆浴場を確保する観点から町営水泳プールに設置される温浴施設を公衆浴場の確保と位置づける。

なお、公衆浴場の営業許可の権限は町ではなく、北海道（十勝総合振興局）が所管している。許可取得の場合は、町単独で定める補助制度があり、申請のあった場合は補助することになる。

温水プール棟・(仮)つなぐ棟(旧勤労青少年ホーム)平面図

